

すくすく教室・のびのび教室

対象

▶すくすく教室 2017年4月2日～2019年4月1日に生まれた乳幼児と保護者

▶のびのび教室 2015年4月2日～2017年4月1日生まれの子と保護者

開催期間 6月～2020年3月(毎月1回・全10回)
いずれも10:00～11:15

内容 リズム遊び、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、フリートーク、子どもの健康を考える など

すくすく教室

東地区公民館(大東町)	第2金曜日(20組)
旭森地区公民館(正法寺町)	第2木曜日(20組)
西地区公民館(本町一丁目)	第1木曜日(20組)
中地区公民館(大藪町)	第1水曜日(20組)
河瀬地区公民館(森堂町)	第3木曜日(20組)
高宮地域文化センター(高宮町)	第1金曜日(20組)
鳥居本地区公民館(鳥居本町)	第2金曜日(20組)
稲枝地区公民館(本庄町)	第2木曜日(20組)
南地区公民館(甘呂町)	①第1金曜日0歳児(2018年4月2日～2019年4月1日生) ②第2金曜日1歳児(2017年4月2日～2018年4月1日生)(各20組)

場所・曜日・定員

下表のとおり(申込者多数の場合は抽選)
受講料 2,900円(全10回分 教材費を含む。同一教室に子どもが2人の場合は4,000円。初回にお支払いいただきます)

申込期間 4月22日(月)～5月7日(火)(必着)

申込方法 はがきまたは彦根市ホームページの電子申請で、①郵便番号②住所③電話番号④受講する保護者氏名(ふりがな)⑤子どもの氏名(ふりがな)⑥生年月日⑦性別⑧希望する会場と教室名⑨兄弟姉妹の有無とその年齢を記入してお申し込みください。受講決定通知を5月末日までに送付します。

※申込は1組1会場に限ります。会場によって開催者や開催日、内容が異なります。申込時に確認してください。

※電子申請からの申込には、受付完了の返信をします。

申込・問い合わせ先 園子ども・若者課(〒522-0041 平田町670) ☎49-2251、FAX26-1768

のびのび教室

南地区公民館(甘呂町)	第3金曜日(15組)
福祉センター(平田町)	①第3火曜日(15組)
別館2階集団健診室	②第4火曜日(15組)



ストップ! 農業濁水
代かきや田植えの時期が近づいてきました。
この時期、農作業による濁水が流出すると、琵琶湖の水質を悪化させ、魚などの生き物が住みにくくなります。
地域ぐるみで濁水防止に取り組まれています。



保存樹木を指定しました
市では、健全な環境が維持・向上されることを目的に、安らぎを与え、美観をかもしたす樹木・樹林を「保存樹」として指定しています(現在、保存樹木9本、保存樹林3箇所が指定されています)。
今回、新たに樹木2本を保存樹木として指定しました。
指定した樹木(胸高幹周、樹高、推定樹齢)
①スギ 1本(2003cm、18m、200年)
②ヒメカラヤスギ 1本(2208cm、18m、1300年)
所在地 ①小泉町621(八王子神社境内)
②平田町744(明照寺境内)
所有者 ①八王子神社②明照寺
指定日 いずれも3月15日
問い合わせ先 園生活環境課 ☎30・6116番、FAX27・03695番

意見公募手続制度結果

彦根市観光施設等適正管理計画(素案)	彦根市緑の基本計画(素案)
意見の件数 0件	意見の件数 0件
問い合わせ先 園観光企画課 ☎30-6120、FAX24-9676	問い合わせ先 園都市計画課公園緑地係 ☎30-6124、FAX24-8517

ですが、農業者一人ひとりの心がけも重要です。
次の事項を実践し、水田から農業濁水を流さないようにしましょう。
▼けい(あせ)の点検、あせ塗り、あせシートの設置などをして、水漏れを防ぎましょう。
▼代かきは、浅水で行いましょう。
▼水の管理は計画的に行い、田植え前の強制落水はやめましょう。
問い合わせ先 園農林水産課 ☎30・6118番、FAX24・9676番

▼昨年度の様子



2019年度 ウイズさんかく塾(男女共同参画セミナー)受講生
〈内容〉男女共同参画社会に関するさまざまな課題に気づき、身近な地域や団体で、実践に結びつけるような知識や技術を習得します(詳しくは下表のとおり)。
〈日時〉5月18日、6月1日、同日、同日、7月6日(全5回)いずれも土曜日の午前10時～正午
〈対象〉市内在住・在勤・在学の人(定員)30人(先着順)
〈費用〉無料(申込開始日)4月15日(月) 託児1人1回につき300円(0歳～就学前、要予約)
〈申込・問い合わせ先〉園男女共同参画センター「ウィズ」(平田町670) ☎ FAX24・3520番、with.hikone@obe.ocn.ne.jp ※電話、FAX、メールまたは直接窓口でお申し込みください。

月日	内容
5月18日(土)	開講式、彦根市男女共同参画推進事業者表彰式、テーマ「男女共同参画ってなあに？」
6月1日(土)	「まちに出よう!歴史を学びまちに参画しよう」(訪問先:彦根巡礼街道商店街(ペルロード))
6月15日(土)	「男女がともに輝ける社会をつくるためには～多様なライフスタイルを考える～」
6月29日(土)	公開講演会～男女共同参画週間になんで～「見えにくい女性の貧困」
7月6日(土)	テーマ「地球一周108日ピースボートの旅」、閉講式

市職員を募集します

職種 上級一般事務(育児休業代替任期付職員)

人数 9人

受験資格 次のいずれかに該当する人

①平成9年4月1日までに生まれた人

②平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という)を卒業した人
※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験することができません。

試験日 5月12日(日)

受付期限 4月24日(水)まで

8:30～17:15(土・日曜は除く)

※郵送の場合は、4月24日(水)の消印有効

受験申込書などの配布場所、受験の申込み、問い合わせ先 園人事課(彦根駅西口仮庁舎4階)

☎30-6106、FAX22-1398

※育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する正規職員です。任期はおおむね10か月以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて設定されます。合格者の名簿登載期間は3年間です(その間、職員の育児休業が発生した場合に採用について連絡をします)。職員の育児休業の取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。